

宮城県歯と口腔の健康づくり 基本計画の進行管理について

<目次>

- ① 妊産婦期・乳幼児期
- ② 学童期・思春期
- ③ 青年期・壮年期
- ④ 高齢期
- ⑤ 障がい児（者）
- ⑥ その他

① 妊産婦期・乳幼児期

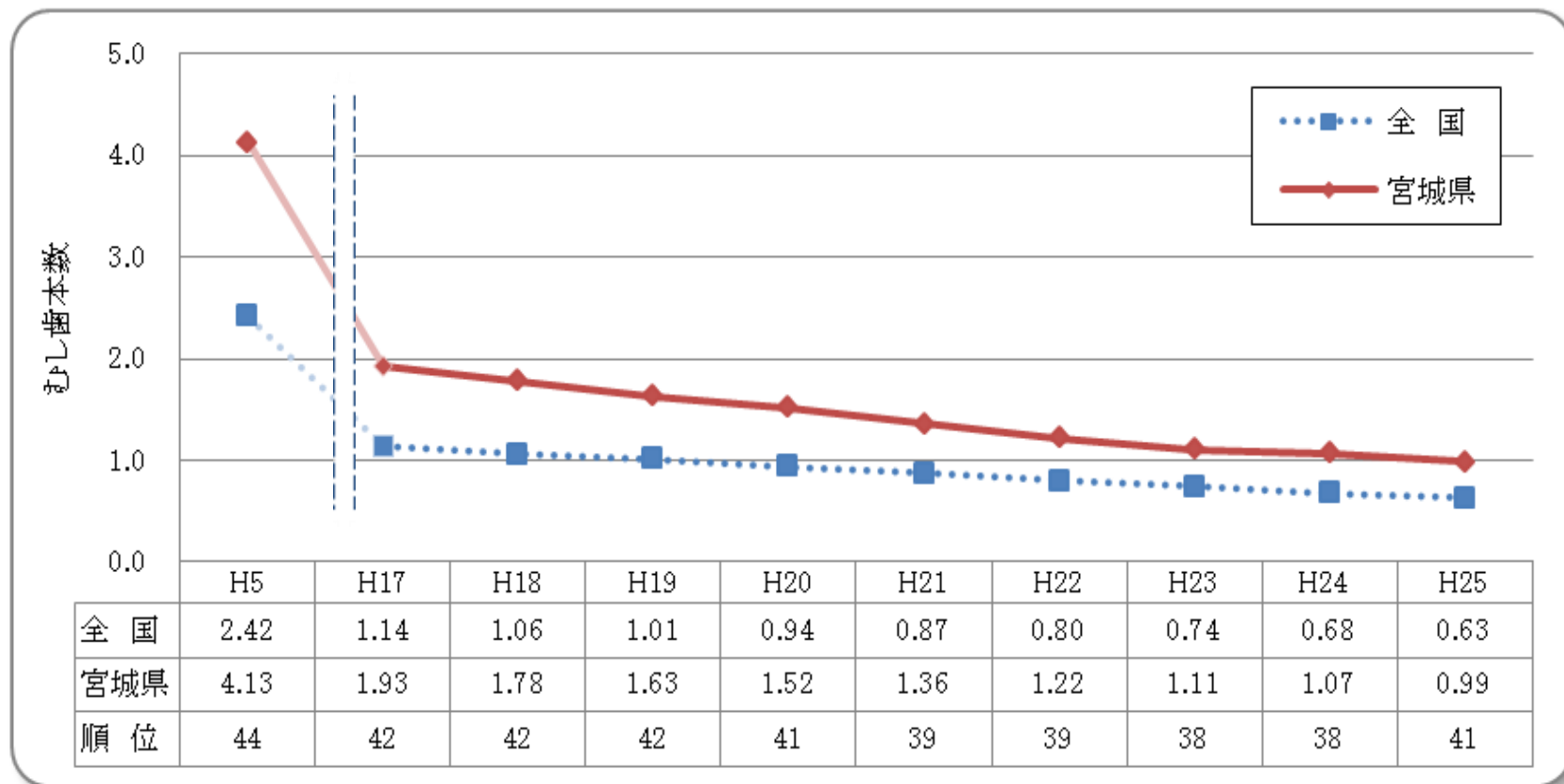
達成指標

達成指標	当初値	現状値	目標値
3歳児の一人平均むし歯本数	1.36本 (H21)	0.99本 (H25)	1本以下 (H28)
3歳児におけるむし歯のない人の割合	68.3% (H21)	74.4% (H25)	80%以上 (H28)
3歳までにフッ化物歯面塗布を受けたことがある人の割合	—	72.5% (H24)	80%以上
3歳児の間食として甘味食品・飲料を1日3回以上飲食する習慣を持つ人の割合	—	31% (H24)	15%以下

歯科疾患の現状

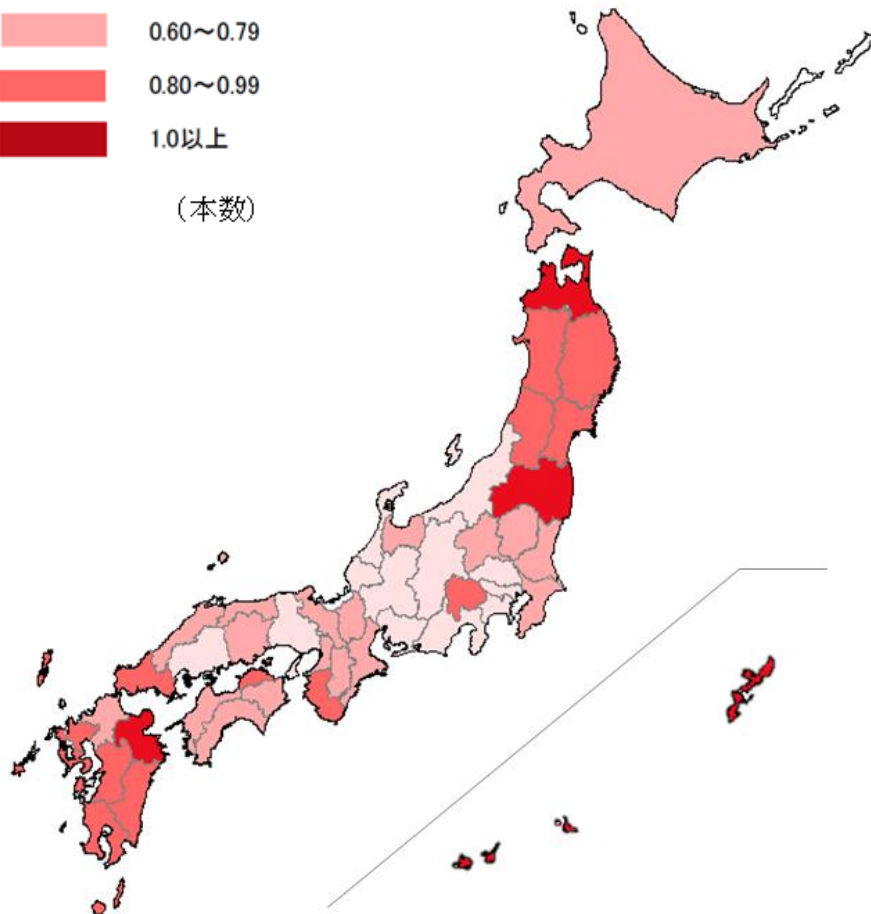
◆3歳児の一人平均むし歯本数の状況(宮城県)

(本)



※ 「歯科健康診査(3歳児健康診査)」結果 【厚生労働省】

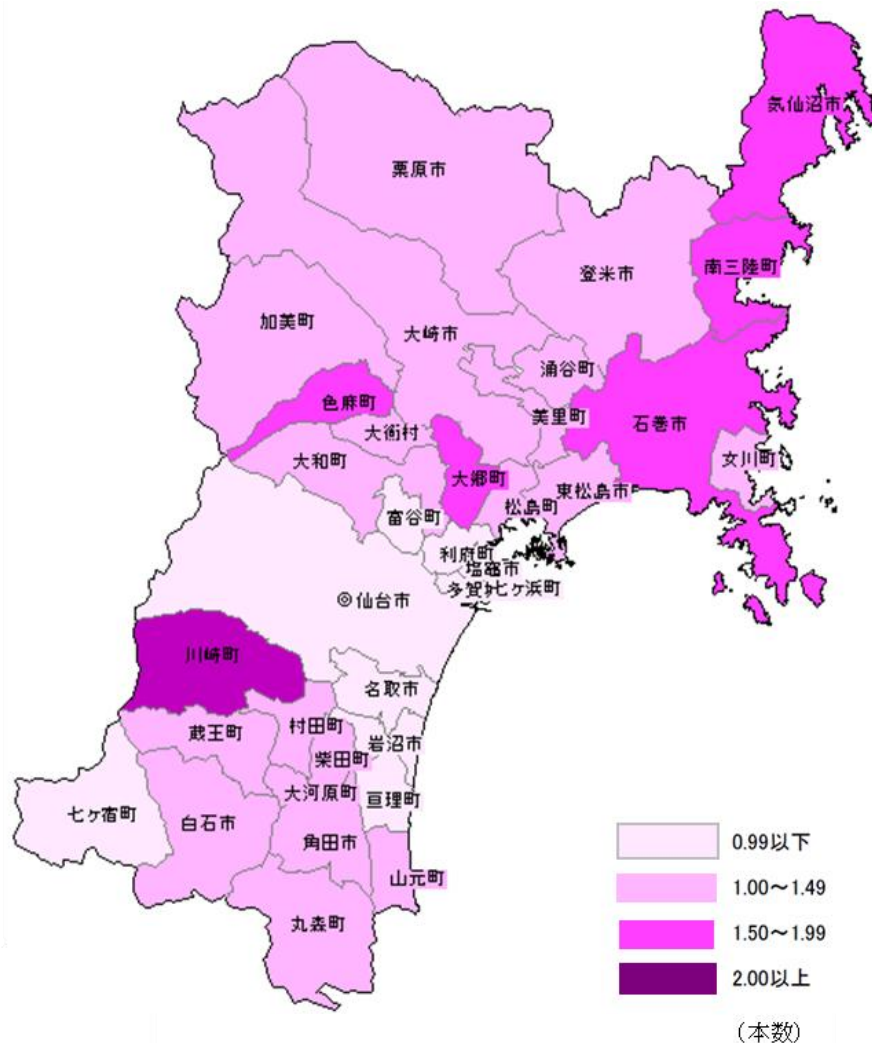
◆3歳児の一人平均むし歯本数の状況 (都道府県別／平成25年度)



順位	都道府県名	本数	平均
1	東京	0.40	全国 0.63
2	愛知	0.42	
3	静岡	0.43	
3	岐阜	0.43	
5	広島	0.47	
5	神奈川	0.47	
7	新潟	0.50	
8	福井	0.51	
9	兵庫	0.52	
10	石川	0.53	
10	長野	0.53	
∴	-	-	
30	茨城	0.79	
31	和歌山	0.84	
31	山梨	0.84	
33	山口	0.85	
33	香川	0.85	
35	山形	0.89	
36	鹿児島	0.90	
37	岩手	0.94	
38	秋田	0.95	
39	熊本	0.97	
39	佐賀	0.97	
41	長崎	0.99	
41	大分	0.99	
41	宮城	0.99	
44	宮崎	1.07	
45	青森	1.08	
46	沖縄	1.10	
47	福島	1.14	

※ 平成25年度「歯科健康診査(3歳児健康診査)」結果
【厚生労働省】

◆3歳児の一人平均むし歯本数の状況
(宮城県市町村別／平成25年度)

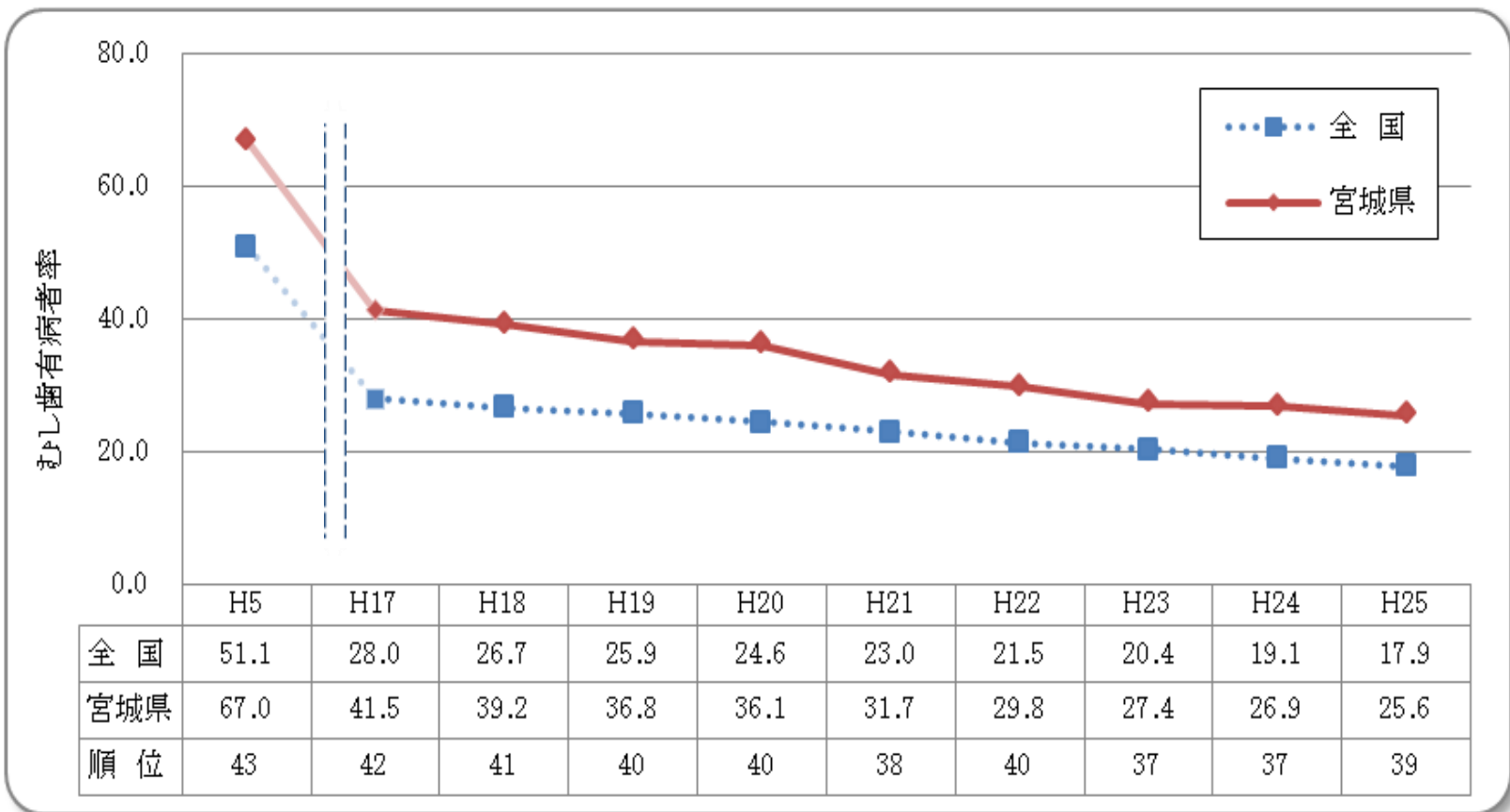


医療圏	市町村名	本数	平均
仙南	白石市	1.39	
	蔵王町	1.30	
	七ヶ宿町	0.00	
	角田市	1.00	
	丸森町	1.48	
	大河原町	1.16	
	村田町	1.29	
	柴田町	1.19	
	川崎町	2.38	
仙台	仙台市	0.81	県全体 0.99 仙台市除く 1.15 仙台市 0.81
	塩竈市	0.99	
	多賀城市	0.81	
	松島町	1.13	
	七ヶ浜町	0.53	
	利府町	0.70	
	名取市	0.73	
	岩沼市	0.71	
	亶理町	0.93	
	山元町	1.03	
	大和町	1.08	
	大郷町	1.64	
	畜谷町	0.56	
	大衡村	1.09	
	大崎・栗原・登米	大崎市	
色麻町		1.68	
加美町		1.47	
涌谷町		1.19	
美里町		1.24	
栗原市		1.17	
登米市		1.26	
気仙沼・石巻	石巻市	1.58	
	東松島市	1.12	
	女川町	1.11	
	気仙沼市	1.94	
	南三陸町	1.71	

※ 平成25年度「歯科健康診査(3歳児健康診査)」結果【厚生労働省】

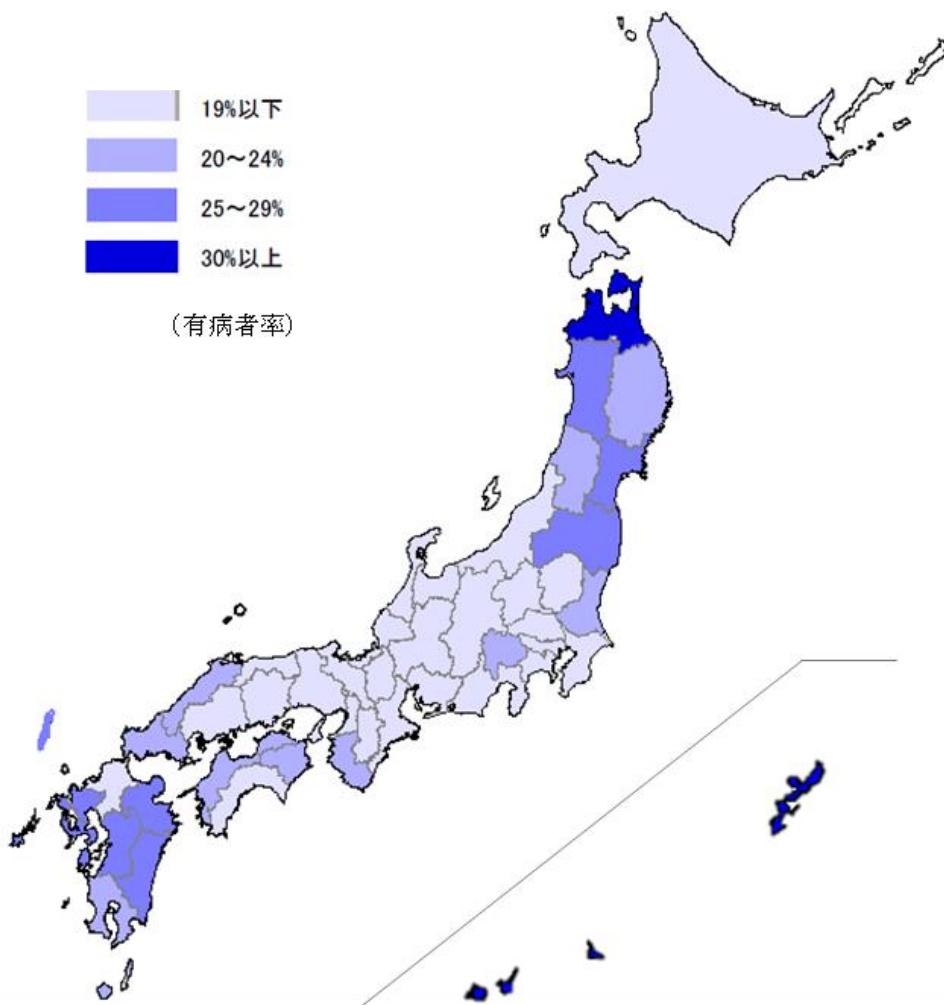
◆3歳児のむし歯有病者率の状況(宮城県)

(%)



※「歯科健康診査(3歳児健康診査)」結果 【厚生労働省】

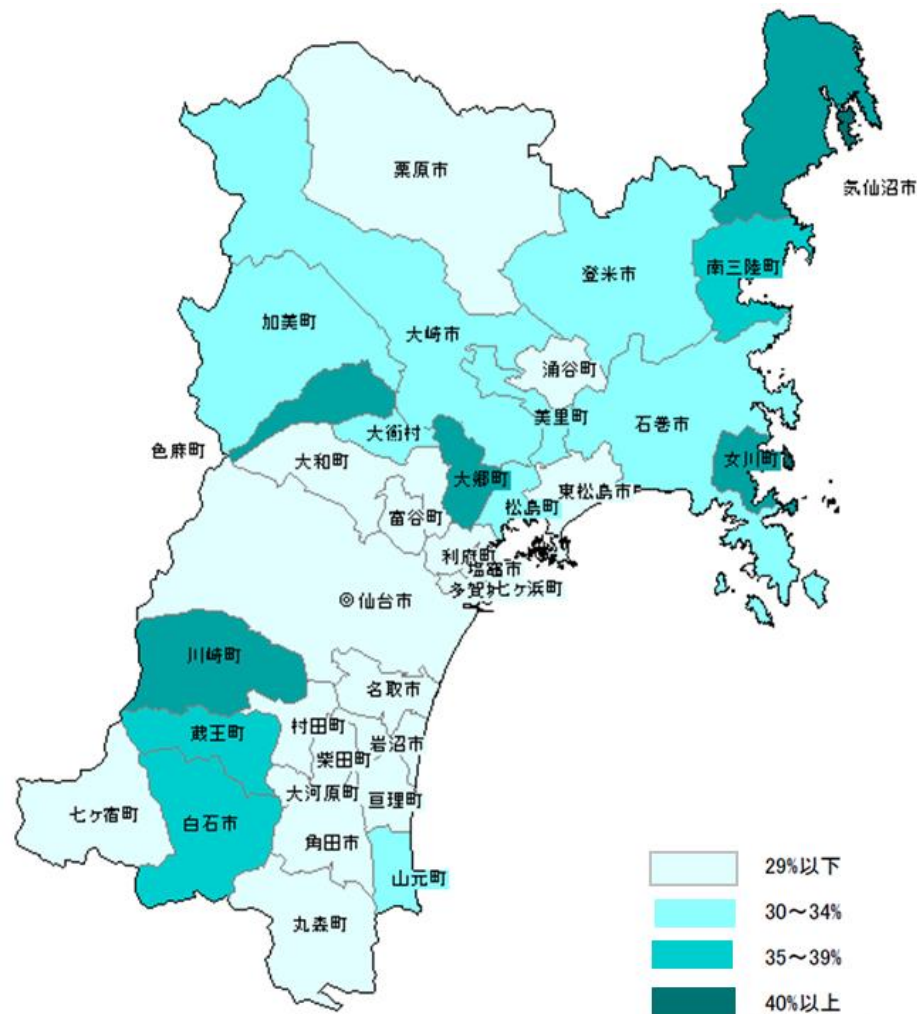
◆3歳児むし歯有病者率の状況
(都道府県別／平成25年度)



順位	都道府県名	病率	平均
1	愛知	11.9%	全国 17.9%
2	東京	12.6%	
3	岐阜	12.8%	
4	静岡	13.2%	
5	神奈川	14.2%	
6	新潟	14.6%	
7	兵庫	14.9%	
8	広島	15.0%	
9	鳥取	15.6%	
10	石川	16.2%	
⋮	-	-	
30	愛媛	21.8%	
31	山形	22.6%	
32	山梨	23.1%	
33	香川	23.8%	
33	山口	23.8%	
35	岩手	24.3%	
36	鹿児島	24.5%	
37	徳島	24.7%	
38	大分	25.3%	
39	宮城	25.6%	
40	佐賀	25.8%	
41	秋田	25.9%	
42	熊本	26.1%	
43	長崎	26.2%	
44	宮崎	26.8%	
45	福島	27.4%	
46	沖縄県	30.3%	
47	青森	30.4%	

※ 平成25年度「歯科健康診査(3歳児健康診査)」結果
【厚生労働省】

◆3歳児むし歯有病者率の状況
(宮城県市町村別／平成25年度)



(有病者率)

医療圏	市町村名	病率	平均
仙南	白石市	35.0%	
	蔵王町	35.2%	
	七ヶ宿町	0.0%	
	角田市	29.5%	
	丸森町	28.1%	
	大河原町	29.2%	
	村田町	27.7%	
	柴田町	28.0%	
仙台	川崎町	42.6%	県全体 25.6%
	仙台市	22.1%	
	塩竈市	25.7%	
	多賀城市	24.8%	
	松島町	33.3%	
	七ヶ浜町	18.5%	
	利府町	20.8%	
	名取市	21.2%	
	岩沼市	23.2%	
	亶理町	24.2%	
	山元町	33.8%	
	大和町	27.1%	
	大郷町	49.2%	
大崎・栗原・登米	畜谷町	18.1%	仙台市除く 28.6%
	大衡村	32.1%	
	大崎市	31.4%	
	色麻町	48.2%	
	加美町	30.1%	
	涌谷町	27.3%	
	美里町	32.8%	
	栗原市	28.4%	
	登米市	30.9%	
	石巻市	33.3%	
石巻・気仙沼	東松島市	27.4%	仙台市 22.1%
	女川町	45.9%	
	気仙沼市	44.4%	
	南三陸町	35.4%	

※ 平成25年度「歯科健康診査(3歳児健康診査)」結果
【厚生労働省】

現状と課題等

- ◆ 妊産婦歯科健診は、平成26年度は13市町村で実施している。妊産婦への歯科保健指導は31市町村で実施している。【県歯科医師会調査】
- ◆ 31市町村において1歳6か月児健診前に歯科健診又は歯科保健指導を実施している。また、すべての市町村で1歳6か月児健診と3歳児健診の間の時期に歯科健診又は歯科保健指導を実施している。【県歯科医師会調査】
- ◆ 県保育協議会の会員344施設では、年1回以上の歯科健康診査を実施している。県が県歯科衛生士会に委託し、乳幼児むし歯予防総合教室を実施している。
- ◆ 歯科保健指導事業の一環としたフッ化物応用(歯面塗布, 洗口)は28市町村で実施している。【県歯科医師会調査】
- ◆ 県は平成25年度から、フッ化物洗口に取り組む市町村に対し重点的な支援を実施しているが、モデル事業の導入は平成25年度は1町(5施設)、平成26年度は4市町(9施設)となっている。【県調査】

- 3歳児の一人平均むし歯本数や有病者率は年々減少しており、3歳児の一人平均むし歯本数については、平成25年度において目標値の1本以下を達成したものの、全国では下位となっており、県内での地域間格差も見られる。
- 乳幼児期の歯科保健の向上のため、市町村における歯科保健指導の内容の充実や、妊産婦や乳幼児の保護者に対する普及啓発の一層の推進が求められる。
- フッ化物洗口の導入に当たっては、関係機関の協力体制やマンパワー不足等の課題が挙げられており、県歯科医師会ははじめ市町村、施設、保護者等の理解・協力が得られるよう、効果や安全性についてわかりやすい情報の提供や丁寧な説明に努め、実施市町村の更なる増加を図る必要がある。

平成26・27年度の主な取組

取 組	実施主体	H26	H27
母子健康手帳の交付	市町村	○	○
妊婦歯科健康診査	市町村[一部]	○	○
母子歯科保健指導	市町村	○	○
1歳6ヶ月児／3歳児歯科健康診査	市町村	○	○
2歳児／2歳6ヶ月児等歯科健康診査	市町村[一部]	○	○
保育所の定期健康診断における歯科健診	保育所設置主体	○	○
母子の口腔保健を推進するIT活用システムの構築	東北大学	○	○
ライフコースを通じた要因の口腔の健康への関連の研究	東北大学	○	○
歯つらつファミリーコンクール	県歯科医師会・ 県(健康推進課)	○	○
子育て応援団すこやか2014, 2015	子育て応援団実行委員会 (MMT外)	○	○

取 組	実施主体	H26	H27
啓発用リーフレット「フッ化物応用マニュアル」の配布	県歯科医師会	○	○
乳幼児へのフッ化物の集団塗布・フッ化物洗口	市町村[一部]・ 保育協議会	○	○
乳幼児むし歯予防総合教室	県(健康推進課) 【県歯科衛生士会】	○	○
フッ化物洗口導入モデル事業	県(健康推進課)	○	○
妊娠期における歯科保健対策事業 【委託事業】	県(健康推進課)	—	新規
幼児歯科保健関係者研修会	県(健康推進課)	—	新規
幼児に関する歯科保健行動調査	県(健康推進課)	—	○

※【 】受託団体

② 学童期・思春期

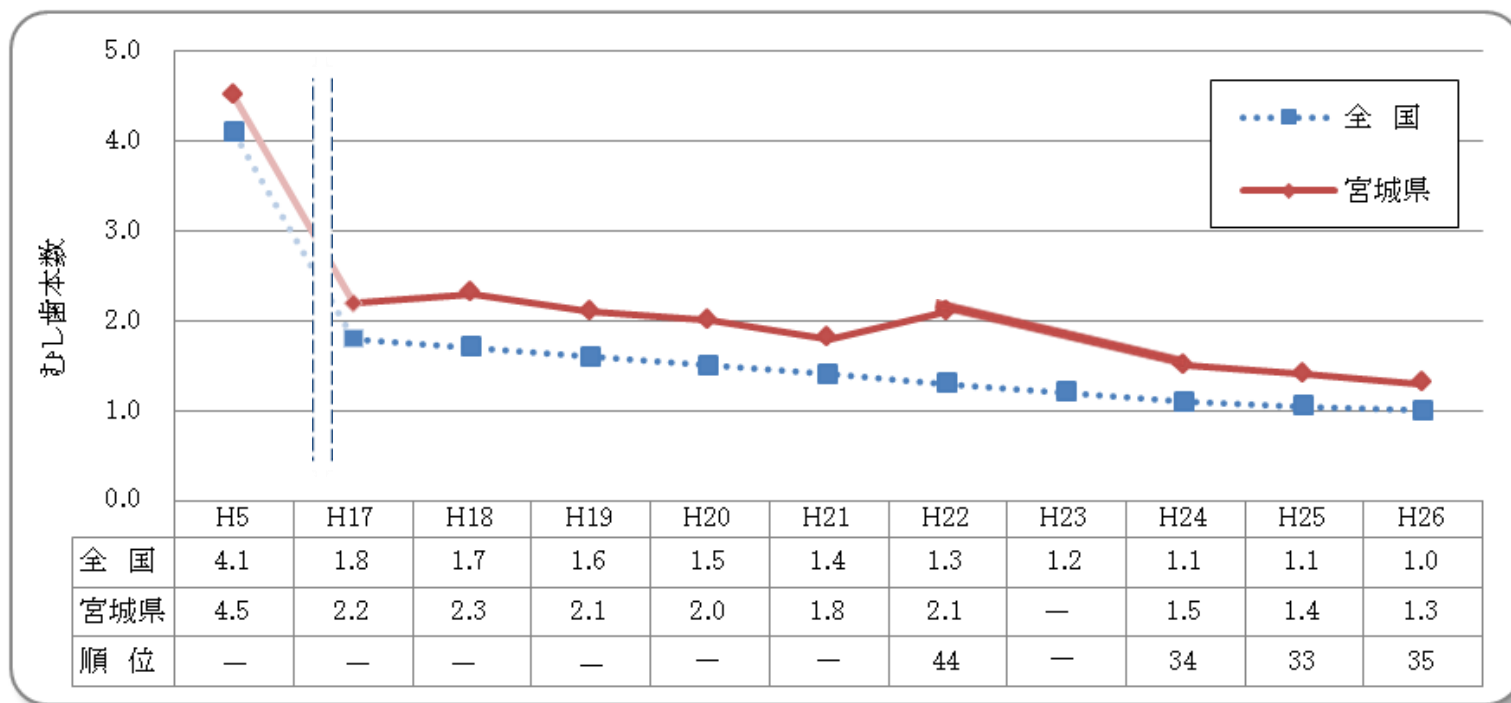
達成指標

達成指標	当初値	現状値	目標値
12歳児の一人平均むし歯本数	1.76本 (H21)	1.3本 (H26)	1本以下 (H28)
12歳児におけるむし歯のない人の割合	42.2% (H21)	52.2% (H26)	全国平均を 上回る値 (H28)
12歳児における歯肉に異常のある人の割合	7.0% (H21)	6.0% (H26)	全国平均を 下回る値 (H28)
過去1年間に歯磨きの個別指導を受けた人の割合	—	24.8% (H24)	30%以上
フッ化物配合歯磨き剤の使用割合	—	53.1% (H24)	90%以上

歯科疾患の現状

◆12歳児の一人平均むし歯本数の状況(宮城県)

(本)

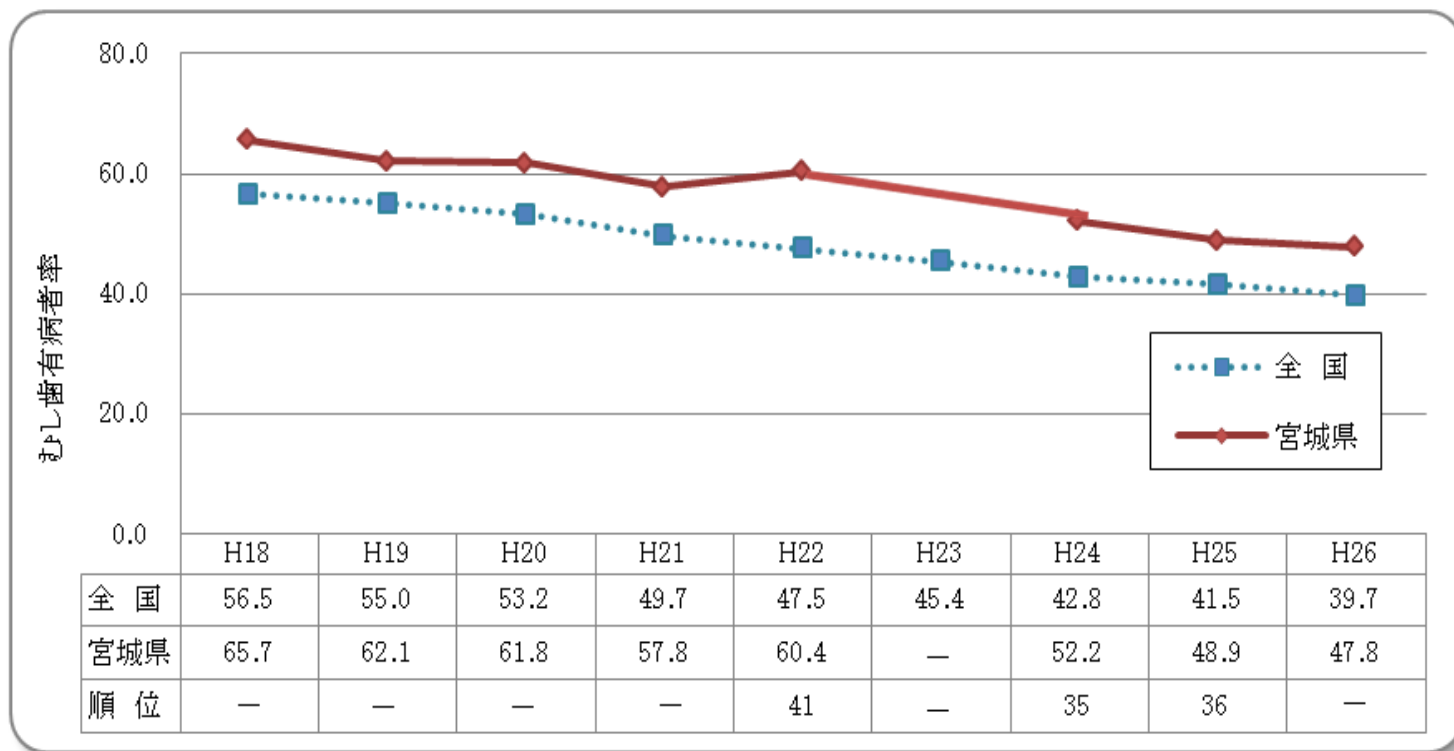


H23は震災の影響で調査なし

※「学校保健統計調査」結果 【文部科学省】

◆12歳児のむし歯有病者率の状況(宮城県)

(%)



H23は震災の影響で調査なし

※「学校保健統計調査」結果 【文部科学省】

◆年齢別むし歯有病者率の状況(宮城県)

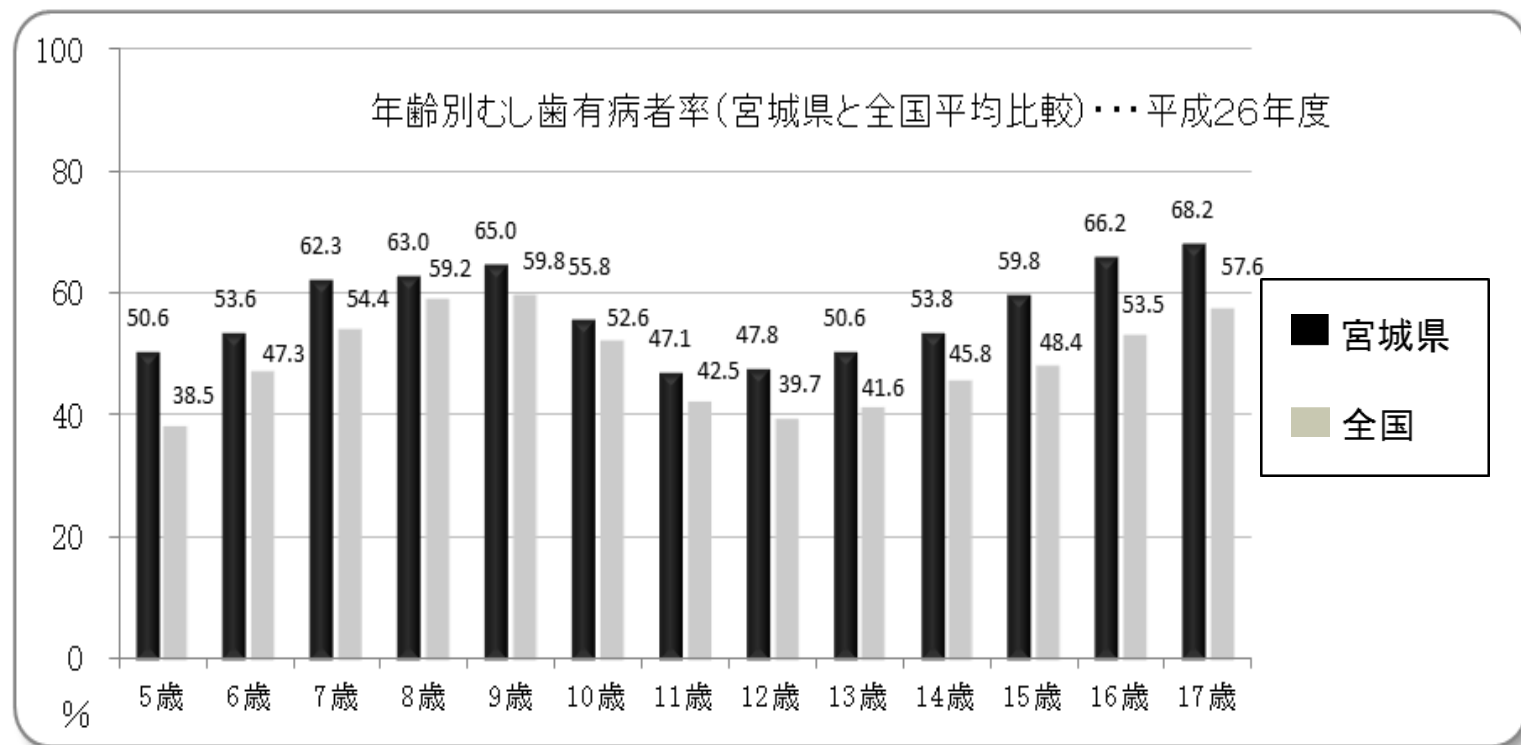
(単位:%)

	年度	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳
宮城県 (仙台市含む)	H21	61.5	64.8	69.8	75.5	74.0	68.5	57.4	57.8	61.4	68.1	71.2	74.9	77.5
	H22	57.6	57.0	62.6	69.9	71.7	62.6	56.2	60.4	61.8	66.6	65.0	69.7	73.4
	H23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	H24	58.6	56.7	64.4	67.5	68.9	60.9	52.1	52.2	55.0	58.9	63.8	68.3	72.2
	H25	56.5	54.1	60.8	66.1	64.1	57.7	50.6	48.9	49.7	55.0	57.1	64.0	70.1
	H26	50.6	53.6	62.3	63.0	65.0	55.8	47.1	47.8	50.6	53.8	59.8	66.2	68.2
全国平均	H26	38.5	47.3	54.4	59.2	59.8	52.6	42.5	39.7	41.6	45.8	48.4	53.5	57.6

H23は震災の影響で調査なし

※「学校保健統計調査」結果 【文部科学省】

(%)



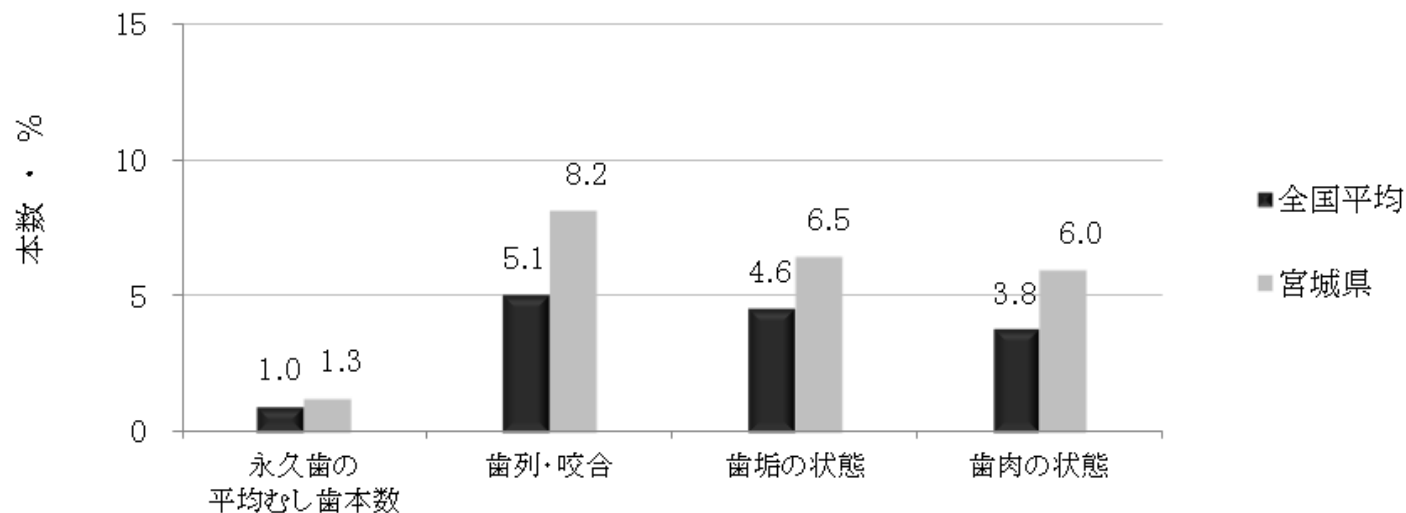
※ 平成26年度「学校保健統計調査」結果 【文部科学省】

◆12歳児の口腔疾患・異常の状況・・・平成26年度(宮城県)

	年度	永久歯の 平均むし歯本数	歯列・咬合 (%)	歯垢の状態 (%)	歯肉の状態 (%)
宮城県 (仙台市含む)	H21	1.8	12.0	7.3	7.0
	H22	2.1	11.9	6.5	9.0
	H23	-	-	-	-
	H24	1.5	11.5	5.1	6.1
	H25	1.4	10.4	5.5	5.7
	H26	1.3	8.2	6.5	6.0
全国平均	H26	1.0	5.1	4.6	3.8

※ 「学校保健統計調査」結果 【文部科学省】

12歳児の口腔疾患・異常(宮城県と全国平均比較)・・・平成26年度



※ 平成26年度「学校保健統計調査」結果 【文部科学省】



現状と課題等

- ◆ 県歯科医師会では、学校歯科保健関係者の資質向上を図るため、学校歯科医を対象とした体系的な研修を実施している。
- ◆ 教職員の歯科・口腔保健に関する知識・意識の向上を図るため、県教育委員会による研修のほか、東北大学による教員免許状更新研修における口腔保健に関する研修プログラムの提供などが実施されている。
- ◆ 児童・生徒に対しては、東北大学が出前講座を実施するとともに、口腔内の健康づくり支援のため「歯科保健推進DVD」を作成し、県内の公立・私立の全小中学校に配布した。
- ◆ 県が県歯科医師会に委託し、10年以上にわたり小・中学生体験歯みがき教室を実施するとともに、平成26年度は、教員が学校現場で児童生徒に歯と口腔に関する正しい知識を教示するための教育ツールを作成し、県内小学校に配布した。

- 12歳児の一人平均むし歯本数及び有病者率等は減少傾向にあるものの全国平均を上回っている状況である。また、歯列・咬合、歯肉の異常の割合等も高い状況である。
- 県教育委員会による広域圏単位での健康課題の検討や日本歯科医師会の事業を活用した学校・家庭・地域社会が連携した取組等も行われているが、各学校における歯科健診後の児童・生徒に対する指導の一層の充実や、関係機関が連携した歯みがき習慣、規則正しい食生活の定着に向けた取組強化が必要である。
- 歯と口腔の健康には生活習慣が大きく関わっていることから、児童・生徒の課題を見極めて、生活習慣、食生活、健康管理の大切さについて指導していく必要がある。

平成26・27年度の主な取組

取 組	実施主体	H26	H27
就学时健康診断における歯科健診	市町村教育委員会	○	○
幼稚園・学校での定期健康診断における歯科健診	市町村教育委員会	○	○
健康な口腔とよい歯の幼稚園・学校表彰	県歯科医師会	○	○
歯・口の健康啓発標語・図面・ポスターコンクール	県歯科医師会	○	○
医科との連携事業の構築・推進	県歯科医師会	○	○
学校歯科健診時における歯科保健指導	県歯科衛生士会	○	未定
幼稚園・学校でのフッ化物洗口事業	幼稚園[一部], 学校	○	○
文部科学省学校教員免許状更新研修(選択型)事業	東北大学	○	○
復興アクション支援事業「被災地における地域口腔保健推進システムの運用と口腔健康の動態の解析」	東北大学	○	○

取 組	実施主体	H26	H27
サイエンス・スクール事業	東北大学	○	○
母子の口腔保健を推進するIT使用システムの構築[再掲]	東北大学	○	○
ライフコースを通じた要因の口腔の健康への関連の研究[再掲]	東北大学	○	○
学校保健研修事業	県教育委員会	○	○
児童生徒定期健康診断事業	県歯科医師会, 東北大学, 県教育委員会	○	○
学校・地域保健連携推進事業	県教育委員会	○	○
生きる力をはぐくむ歯・口の健康づくり推進事業	県教育委員会	○	○
小・中学生体験歯みがき教室	県(健康推進課) 【県歯科医師会】	○	○
教育教材作成事業(教材ツール作成等)	県(健康推進課) 【県歯科医師会】	新規	○
宮城県児童生徒の健康実態調査	県教育委員会	—	○

※【 】受託団体

③ 青年期・壮年期

達成指標

(1) 青年期（概ね19歳～39歳）

達成指標	当初値	現状値	目標値
かかりつけ歯科医を持つ割合	—	46.8% (H22)	70%以上
定期的に歯石除去や歯面清掃を受けている人の割合	—	23.3% (H24)	30%以上
歯間清掃用器具（デンタルフロスや歯間ブラシ等）を使用する人の割合	—	45.5% (H24)	60%以上
喫煙によって歯周病にかかりやすくなることを知っている人の割合	—	58.7% (H22)	100%

(2) 壮年期（概ね40歳～64歳）

達成指標	当初値	現状値	目標値
かかりつけ歯科医を持つ割合	—	55.9% (H22)	70%以上
定期的に歯石除去や歯面清掃を受けている人の割合	—	31.1% (H24)	45%以上
歯間清掃用器具（デンタルフロスや歯間ブラシ等）を使用する人の割合	—	57.7% (H24)	70%以上
進行した歯周病の人（4mm以上の歯周ポケットを有する人）の割合	—	45.0% (H24)	40%以下
60歳で24本以上歯を保持する割合	—	38.6% * (H22)	50%以上
喫煙によって歯周病にかかりやすくなることを知っている人の割合	—	42.9% (H22)	100%

※ 現状値は「60歳で25本以上歯を保持する割合」である

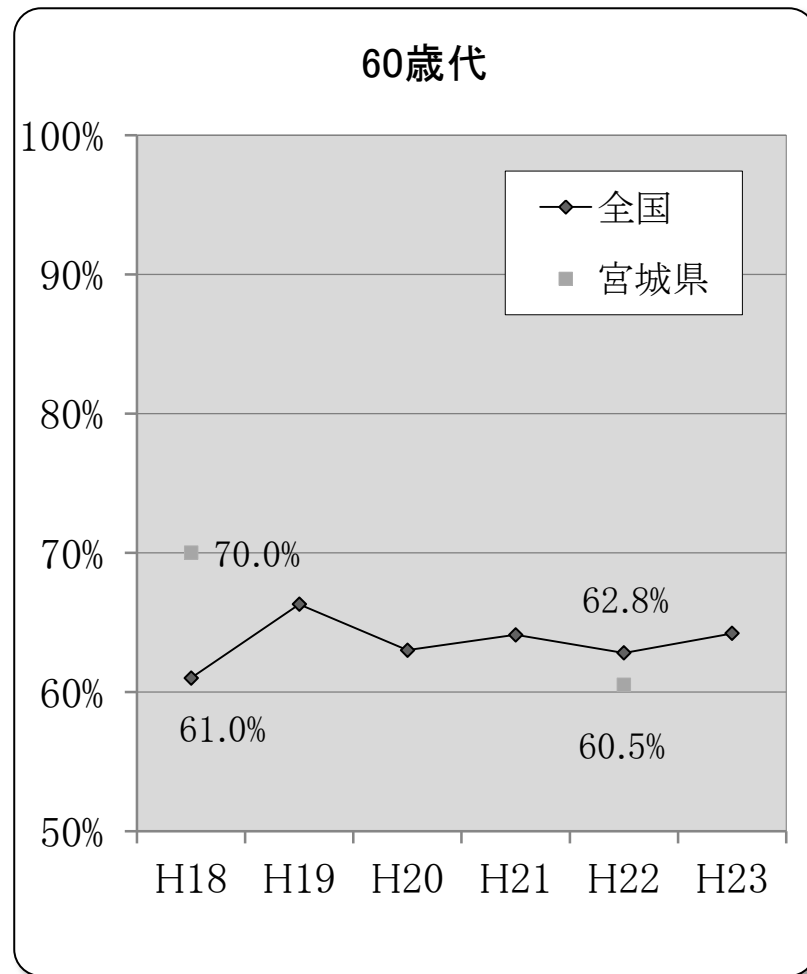
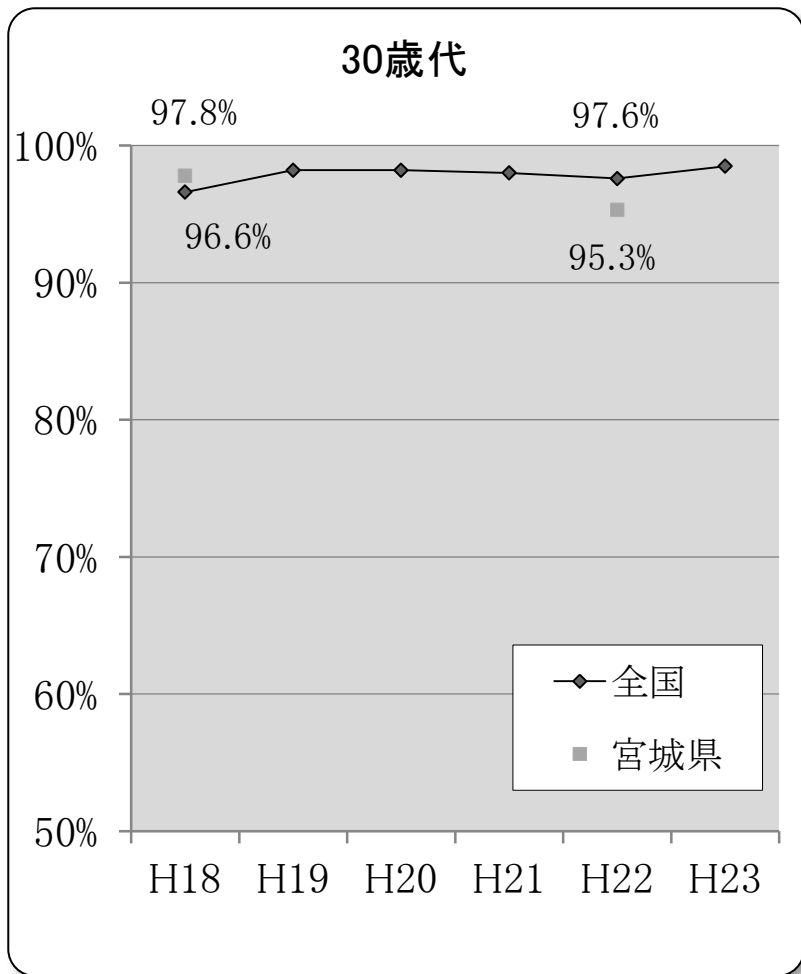
歯科疾患の現状

◆成人の歯の本数(20歯以上の割合)(宮城県)

	年度	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
全国	H18	99.4%	96.6%	91.4%	77.2%	61.0%	32.5%
	H19	99.7%	98.2%	93.0%	81.6%	66.3%	35.8%
	H20	99.5%	98.2%	91.3%	77.5%	63.0%	35.4%
	H21	99.2%	98.0%	93.8%	80.9%	64.1%	29.6%
	H22	99.4%	97.6%	94.1%	80.2%	62.8%	33.4%
	H23	99.5%	98.5%	95.0%	84.0%	64.2%	35.6%
宮城県	H18	98.1%	97.8%	90.5%	75.9%	70.0%	32.3%
	H22	98.9%	95.3%	90.1%	74.7%	60.5%	35.0%

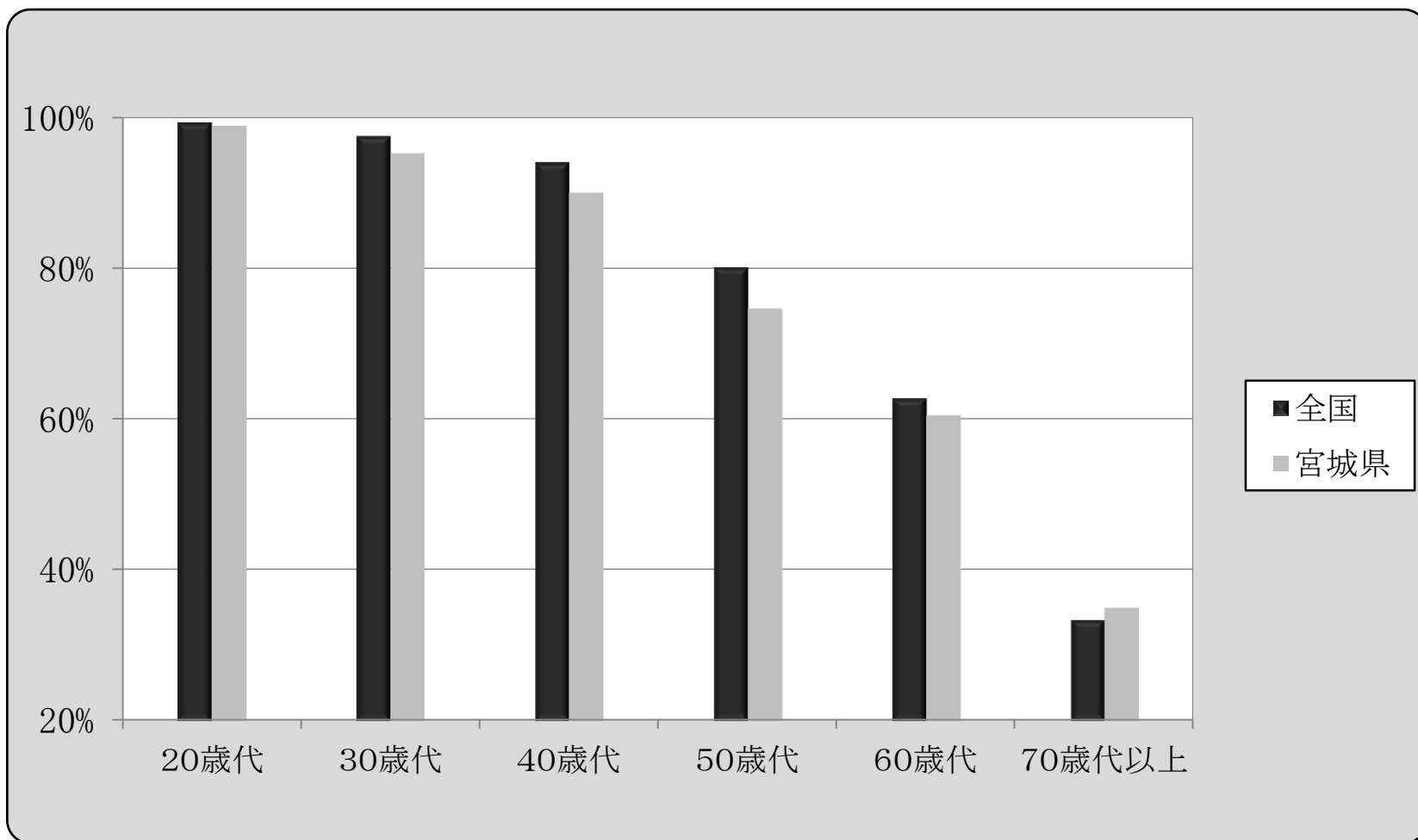
※ 全国データ:「国民健康・栄養調査」結果【厚生労働省】
 本県データ:「県民健康・栄養調査」結果

◆20歯以上の割合の年次推移（全国:H18-H23 宮城:H18とH22のみ）



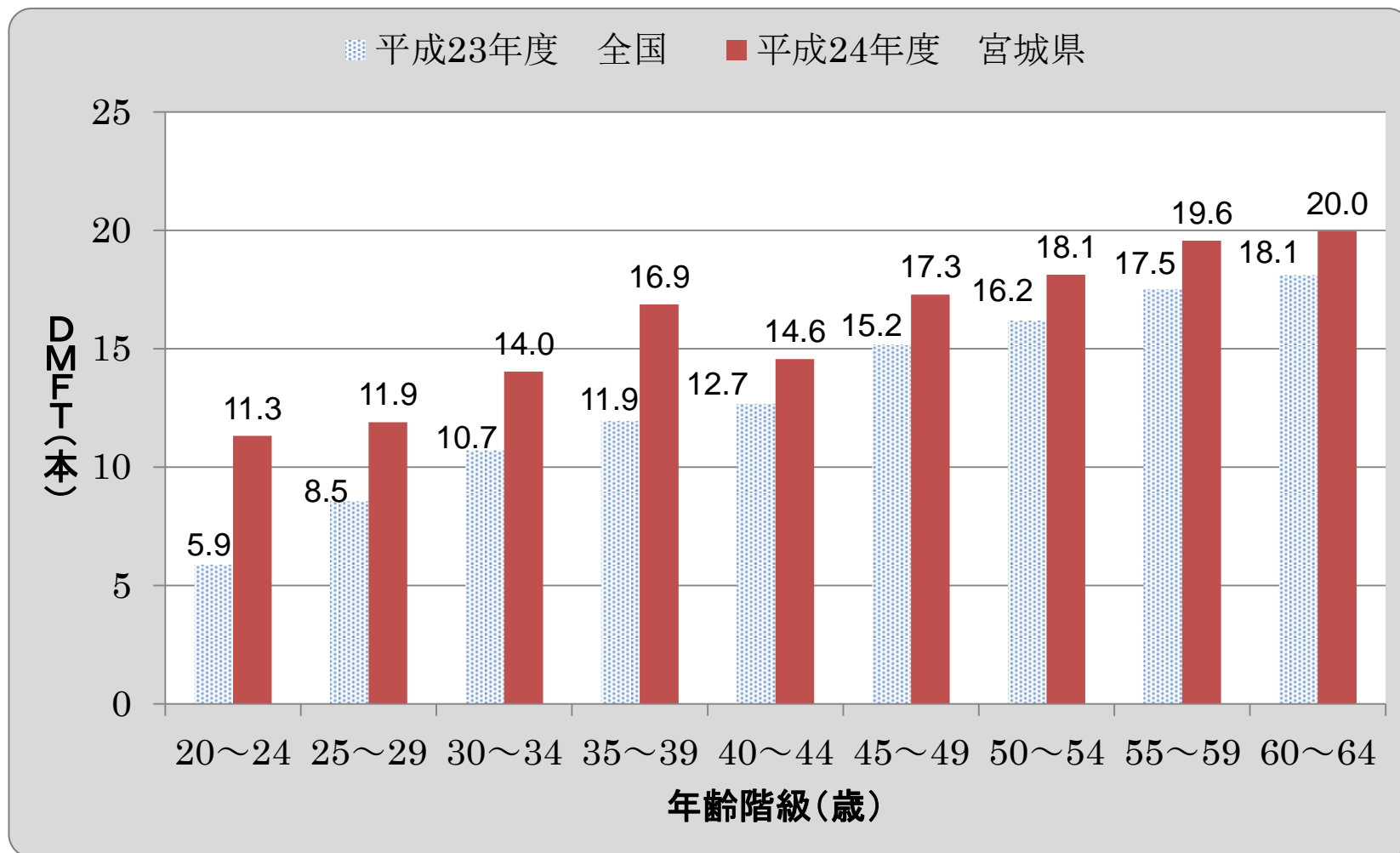
※ 全国データ:「国民健康・栄養調査」結果【厚生労働省】
 本県データ:「県民健康・栄養調査」結果

◆20歯以上の割合 年代別（宮城県と全国平均比較）…平成22年度



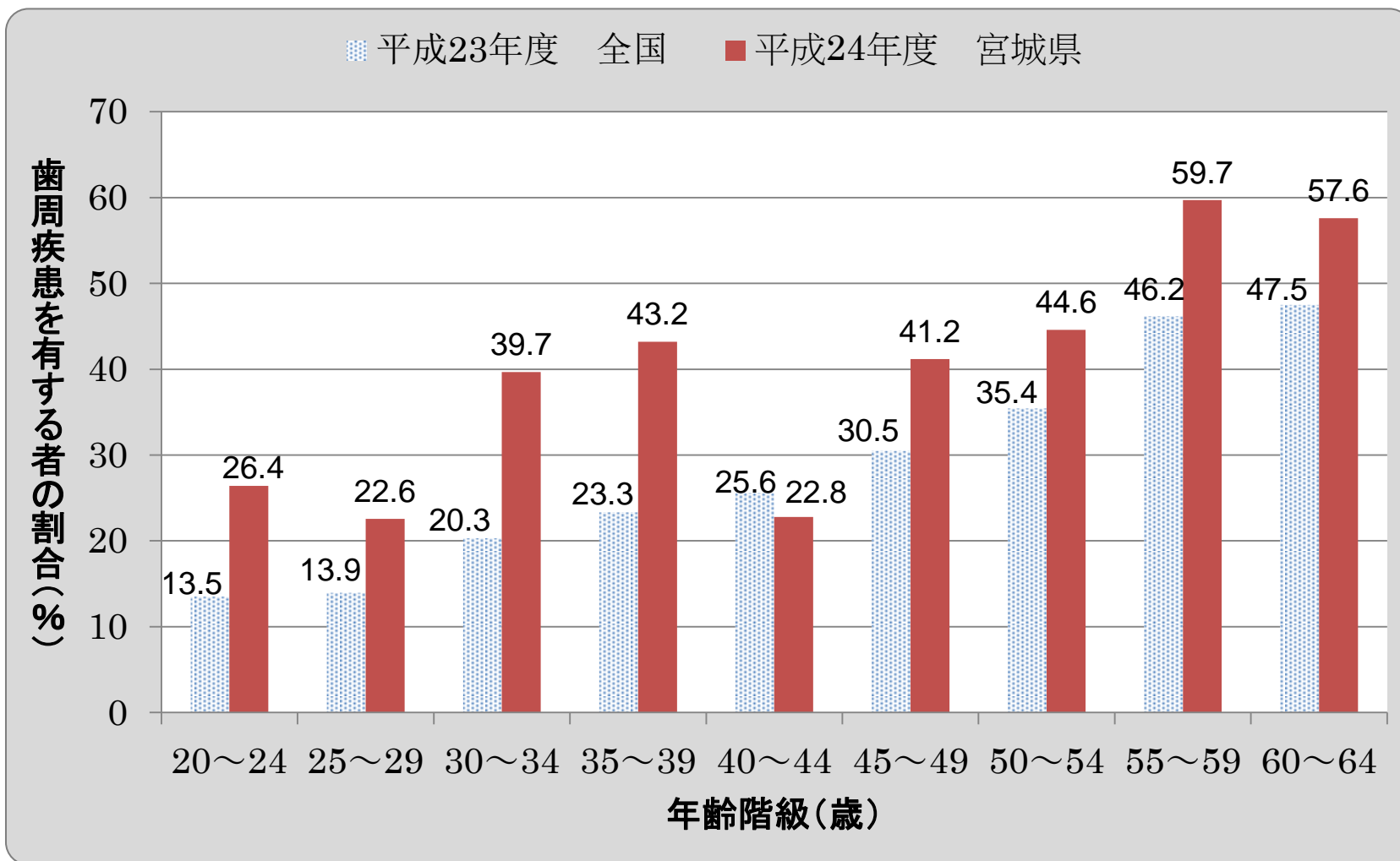
※ 全国データ:平成22年度「国民健康・栄養調査」結果【厚生労働省】
本県データ:平成22年度「県民健康・栄養調査」結果

◆年齢階級ごとの一人平均むし歯経験歯数(DMFT)



※ 全国データ:平成23年「歯科疾患実態調査」結果【厚生労働省】
 本県データ:平成24年度「宮城県歯と口腔の健康実態調査」結果

◆年齢階級ごとと歯周疾患を有する者の割合



※ 全国データ:平成23年「歯科疾患実態調査」結果【厚生労働省】
 本県データ:平成24年度「宮城県歯と口腔の健康実態調査」結果

現状と課題等

- ◆ 保健指導が一番届きにくい年代であるが、高齢者になって口の中を健康に保つには一番大切な年代である。
- ◆ 平成26年度には30市町で歯周疾患検診を実施している。
多くの市町は健康増進事業により40・50・60・70歳を対象者としているが、下記のように独自の基準を設けた対応も見られる。【県歯科医師会調査】

【対象者】

- ・18～74歳－川崎町
- ・30歳以上で申込者－涌谷町
- ・30・35・40・50・60・70歳－丸森町
- ・30～70歳まで10歳刻み－仙台市(20歳:デンタルケア事業), 加美町
- ・30～70歳まで10歳刻み及び左記年齢外の希望者－美里町
- ・30～70歳まで5歳刻み－白石市, セケ宿町
- ・35歳以上－大郷町
- ・40～70歳－大崎市
- ・40～70歳まで5歳刻み－多賀城市, 南三陸町
- ・41～71歳まで10歳刻み－山元町
- ・40～60歳まで5歳刻み－色麻町

- 平成24年度に実施した「宮城県歯と口腔の健康実態調査」によると、一人平均むし歯経験歯数については、20歳代で12本弱、30～40歳代で15本前後、55歳以降で20本程度であり、全国(平成23年歯科疾患実態調査)と比較し全ての年齢階級で全国より多い。また、歯周疾患を有する者の割合についても、全ての年代で10～20%程度全国よりも高い状況である。【県調査】
- 定期的に歯石除去や歯面清掃を受けている人の割合は、青年期 23.3%、壮年期 31.1%である。また、歯間清掃用器具(デンタルフロスや歯間ブラシ等)を使用する割合は、青年期は45.5%で、壮年期は57.7%となっており、普及啓発を強化していく必要がある。
- 平成25年度に実施した「職場における歯と口腔の健康づくりに関する取組状況調査」によると、回答のあった事業所(119か所)のうち、歯科健診や普及啓発に取り組んでいるところは13事業所である。また、未実施又は未回答の事業所のうち9事業所以外は、今後の取組予定もないという状況であることから、職域保健と連携を図りながら事業主の理解を得るための取組実施に向けた、普及啓発や働き掛けを強化していく必要がある。【県調査】

平成26・27年度の主な取組

取 組	実施主体	H26	H27
健康手帳の交付	市町村	○	○
歯周疾患検診等の実施	市町村	○	○
歯の健康相談, 健康教育の実施	市町村	○	○
子育て応援団すこやか2014, 2015[再掲]	子育て応援団実行委員会 (MMT外)	○	○
医科との連携事業の構築・推進[再掲]	県歯科医師会	○	○
がんプロフェッショナル養成事業	東北大学	○	○
成人歯科健康診査の支援と新しい口腔疾患と 全身疾患の診断技術の開発	東北大学	○	○
ライフコースを通じた要因の口腔の健康への関 連の研究[再掲]	東北大学	○	○

取 組	実施主体	H26	H27
介護予防に関する事業評価・市町村支援事業	県(長寿社会政策課)	○	○
事業所歯科健康診査	事業主・県歯科医師会・健康保険組合	○	○
産業保健推進事業	宮城県産業保健総合支援センター	○	○
歯科保健行動自己評価チェックリスト作成事業	県(健康推進課) 【東北大学】	○	—
職域に対する普及啓発事業	県(健康推進課)	○	○
職場における歯と口腔の健康づくりに関する取組状況調査	県(健康推進課)	—	○
被災者特別健診事業	県(健康推進課)	—	新規

※【 】受託団体

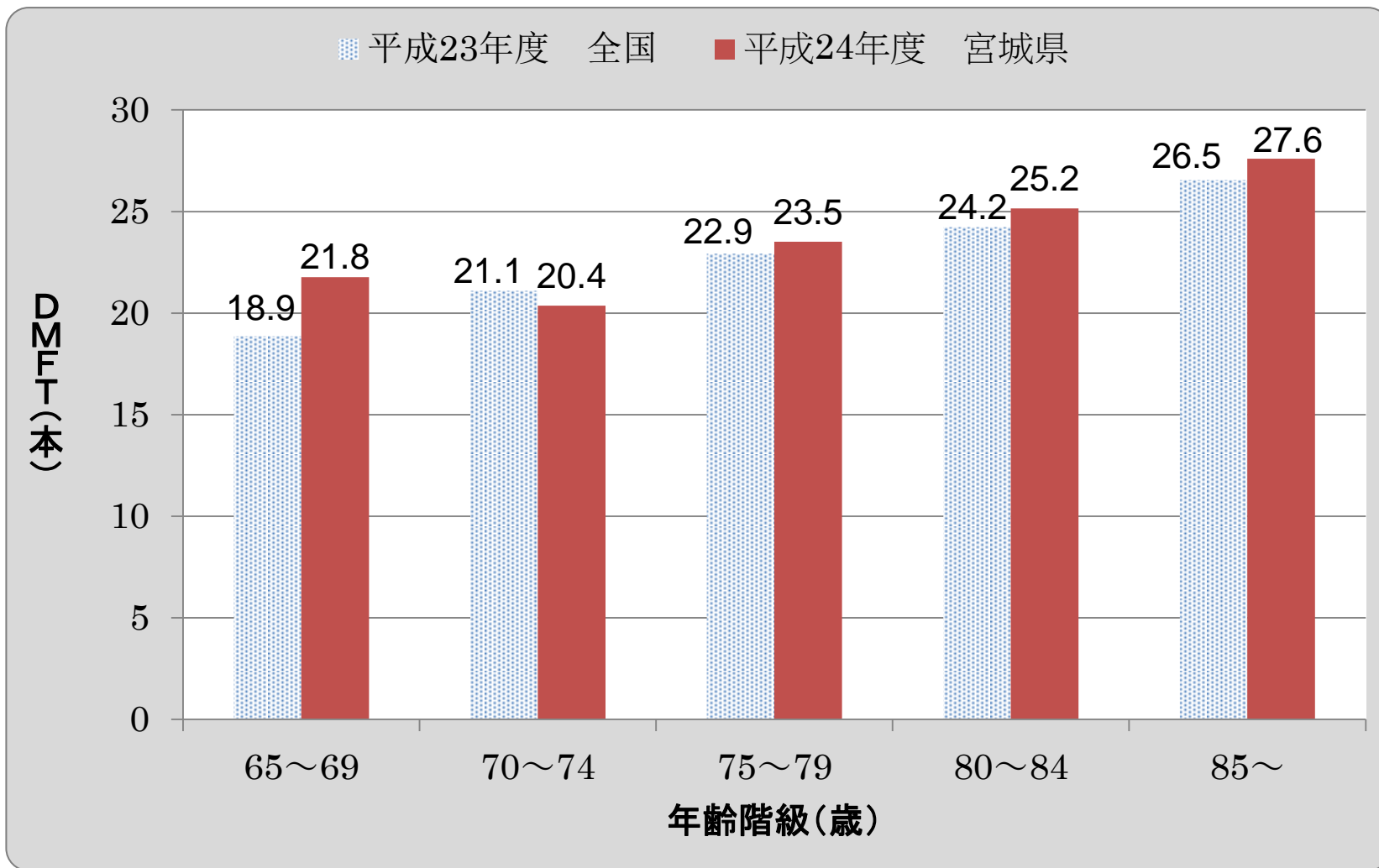
④ 高齡期

達成指標

達成指標	当初値	現状値	目標値
80歳で20本以上歯を保持する割合	—	31.8% (H22)	42%以上
かかりつけ歯科医を持つ割合	—	66.1% (H22)	70%以上
定期的に歯石除去や歯面清掃を受けている人の割合	—	56.8% (H24)	60%以上
進行した歯周病の人(4mm以上の歯周ポケットを有する人)の割合	—	63.5% (H24)	55%以下
喫煙によって歯周病にかかりやすくなることを知っている人の割合	—	34.7% (H22)	100%

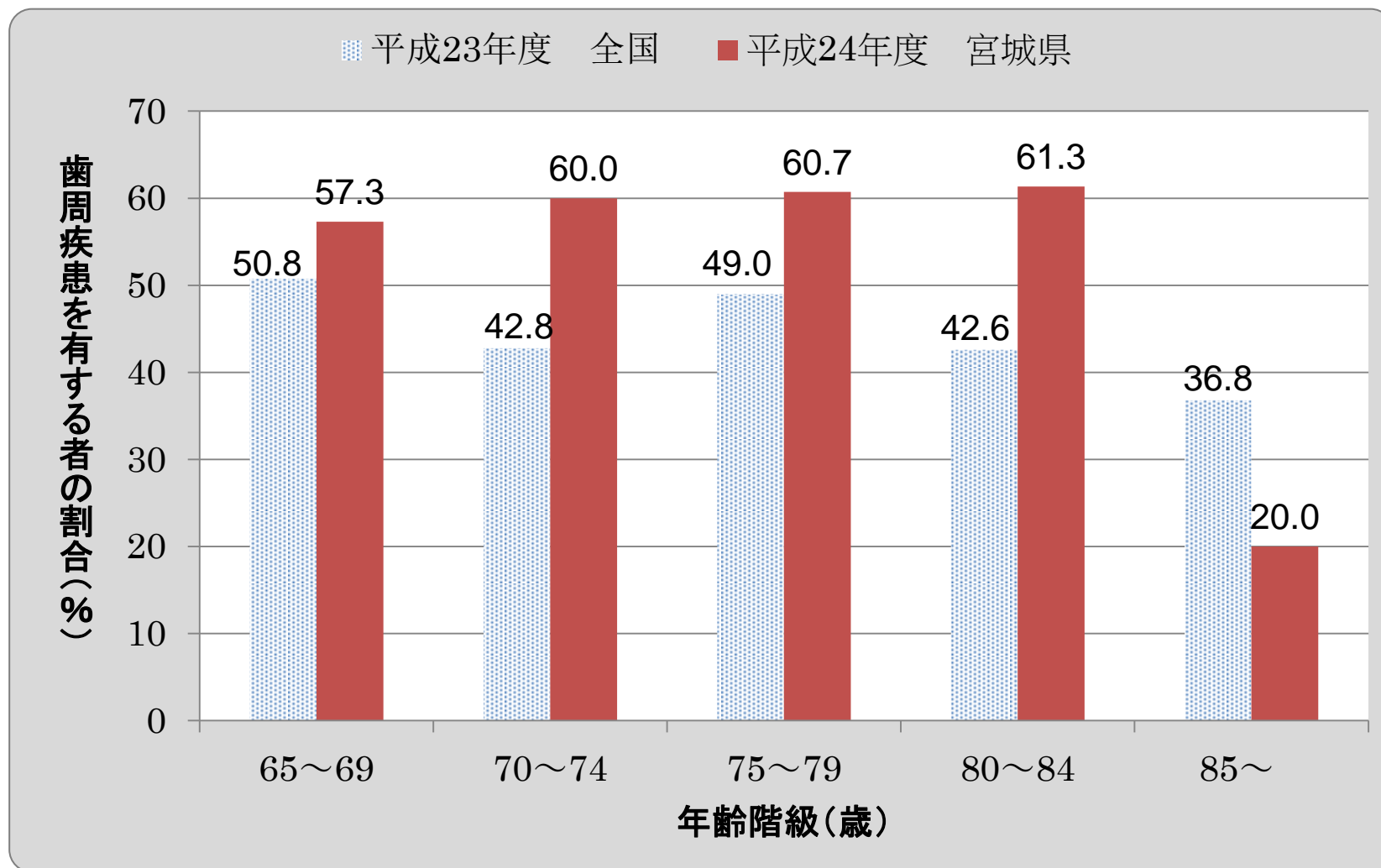
歯科疾患の現状

◆年齢階級ごとの一人平均むし歯経験歯数(DMFT)



※ 全国データ:平成23年「歯科疾患実態調査」結果【厚生労働省】
本県データ:平成24年度「宮城県歯と口腔の健康実態調査」結果

◆年齢階級ごとと歯周疾患を有する者の割合



※ 全国データ:平成23年「歯科疾患実態調査」結果【厚生労働省】
本県データ:平成24年度「宮城県歯と口腔の健康実態調査」結果

現状と課題等

- ◆ 平成24年度に実施した「宮城県歯と口腔の健康実態調査」によると、80歳で20本以上歯を保持する割合については31.8%であり、全国平均(80～84歳28.9%、85歳以上で17.0%:平成23年歯科疾患実態調査)より高くなっている。
- ◆ 平成24年度に実施した「宮城県歯と口腔の健康実態調査」によると定期的に歯石除去や歯面清掃を受けている人の割合については56.8%となっている。

- 平成24年度に実施した「宮城県歯と口腔の健康実態調査」によると、一人平均むし歯経験歯数については、全国(平成23年度歯科疾患実態調査)と比較し、ほとんどの年齢階級で全国より多い。また、歯周疾患を有する者の割合については、85歳以上を除き全国より大きく上回る割合となっている。
このため、健診や介護予防の取組を通じて、高齢者の歯と口腔の健康づくりを推進していく必要がある。
- 県では県歯科医師会へ委託し、在宅歯科・口腔ケアを希望する県民、医療機関、施設入所者、介護サービス事業者等からの相談や、在宅歯科・口腔ケア実施歯科医療機関の紹介等に対応するための専用窓口として、「在宅歯科医療連携室」を設置しているが、平成24年度に実施した調査によると、回答のあった施設(120施設)のうち「在宅歯科医療連携室」を認知していた施設は40施設、利用実績のある施設は4施設のみであった。
このことから、「在宅歯科医療連携室」の利用促進に向けたさらなる普及啓発を図る必要がある。

平成26・27年度の主な取組

取 組	実施主体	H26	H27
訪問口腔衛生指導	市町村	○	○
栄養・調理職員研修会	社会福祉施設設置主体	○	○
後期高齢者医療広域連合の歯科健康事業	後期高齢者医療広域連合, 県歯科医師会	○	○
8020よい歯のコンクール	県歯科医師会	○	○
みやぎ訪問歯科・救急ステーション	県歯科医師会	○	○
医科との連携事業の構築・推進[再掲]	県歯科医師会	○	○
介護予防教室	県歯科衛生士会	○	○
がんプロフェッショナル養成事業[再掲]	東北大学	○	○

取 組	実施主体	H26	H27
成人歯科健康診査の支援と新しい口腔疾患と全身疾患の診断技術の開発[再掲]	東北大学	○	○
岩沼市における高齢者の口腔の健康と災害からの復興に関する解析	東北大学	○	○
ライフコースを通じた要因の口腔の健康への関連の研究[再掲]	東北大学	○	○
介護予防に関する事業評価・市町村支援事業	県(長寿社会政策課)	○	○
院内口腔管理体制整備事業	県(医療整備課)	○	○
在宅歯科医療連携室整備事業	県(健康推進課) 【県歯科医師会】	○	○
要介護者の口腔ケア支援者研修事業	県(健康推進課) 【県歯科医師会】	○	○
老人福祉施設及び障がい児(者)施設における歯と口腔の健康づくりに関する取組状況調査	県(健康推進課)	—	○

※【 】受託団体

⑤ 障がい児（者）

現状と課題等

- ◆ 障がい児(者)への取り組みが十分とは言えない状況であるが、石巻市では東北大学や地元歯科医師会との連携のもと、障害福祉サービス事業所を対象とした歯科健診及び歯科相談を平成23年度から実施している。
- ◆ 県では、障がい児(者)の歯と口腔の健康状態の改善及び日常の口腔ケアの定着を図るため、平成26年度から大崎地域の障がい児(者)施設で歯科健診・口腔ケア指導モデル事業を実施している。

平成26・27年度の主な取組

取 組	実施主体	H26	H27
介護予防に関する事業評価・市町村支援事業[再掲]	県(長寿社会政策課)	○	○
在宅歯科医療連携室整備事業[再掲]	県(健康推進課) 【県歯科医師会】	○	○
障がい児(者)の口腔ケア支援者研修事業	県(健康推進課) 【県歯科医師会】	○	○
障がい児(者)施設歯科健診・口腔ケア指導モデル事業	県(健康推進課) 【県歯科医師会】	新規	○
障がい児親子歯みがき教室【委託事業】	県(健康推進課)	—	新規
老人福祉施設及び障がい児(者)施設における歯と口腔の健康づくりに関する取組状況調査[再掲]	県(健康推進課)	—	○

※【 】受託団体



⑥ その他

口腔保健支援センターの設置について

- 本県の歯科保健事業の充実・強化を図り、関係機関・団体との連携を強化するため、歯科口腔保健の推進に関する法律の規定に基づき、健康推進課内に、「口腔保健支援センター」を設置し、新たに歯科衛生士1名(非常勤)を配置する。

＜センターで想定される業務内容，期待される役割＞

- ◆ 市町村，関係機関・団体との連携による歯科口腔保健対策の充実・強化
- ◆ 現状把握・課題の明確化，計画の進捗管理・評価，情報の一元化
- ◆ 歯科口腔保健指導(市町村・各種施設等への指導・助言，フッ化物洗口の実施支援，障がい児(者)等歯科保健医療サービス提供困難者における口腔ケア支援)の充実・強化
- ◆ 人材育成及び研修等
- ◆ 歯科口腔保健に関する各種データの収集・分析，調査・研究 等

1 設置の根拠

歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年8月10日法律第95号）

第15条 都道府県，保健所を設置する市及び特別区は，口腔保健支援センターを設けることができる。

2 口腔保健支援センターは，第7条から第11条までに規定する施策の実施のため，歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供，研修の実施その他の支援を行う機関とする。

第7条 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等

第8条 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等

第9条 障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等

第10条 歯科疾患の予防のための措置等

第11条 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等

2 設置の要件(国の「8020運動・口腔保健推進事業実施要綱」より)

- (1) 口腔保健に関連する部署と調整するための行政組織(機能)とする。
- (2) 常勤又は非常勤の歯科医師1名, 歯科専門職(歯科医師及び歯科衛生士)を1名以上, 合計2名以上配置するものとする。
- (3) 「歯科疾患予防事業」, 「歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業」, 「障害者等歯科医療技術者養成事業」, 「調査研究事業」, 「医科・歯科連携等調査実証事業」のいずれかを実施する。
- (4) 地域の保健, 医療, 社会福祉, 労働衛生, 教育その他の関係者により構成される協議・検討組織を設け, 地域の状況を踏まえた歯科口腔保健法第7条から第11条までに規定する施策の具体策に取り組むものとする。

3 国による財政措置 医療施設運営費等補助金

補助基準額	補助率	補助対象経費
6,826千円	1/2	口腔保健支援センターの運営に必要な次に掲げる経費 給与費(常勤職員給与費, 非常勤職員給与費, 法定福利費等), 賃金, 諸謝金, 旅費, 需用費(消耗品費, 印刷製本費, 会議費), 役務費(通信運搬費)

スケジュール（予定）

平成27年6月下旬：国庫補助金の交付申請[財源の確保]



平成27年9月～10月：スタッフ(歯科衛生士)の公募・採用



平成27年11月：口腔保健支援センター設置